

行政関与の必要性と基準

八 尾 市

行政関与の必要性

長引く景気の低迷により税収が伸び悩む中で地方分権が実施に移され、本市は様々な市民ニーズに対応をしていかなければならない。少ない資源と財源の中で、より高度な行政運営が求められるのである。即ち、本市が自ら考え、行動していくことが求められる時代が到来したのである。

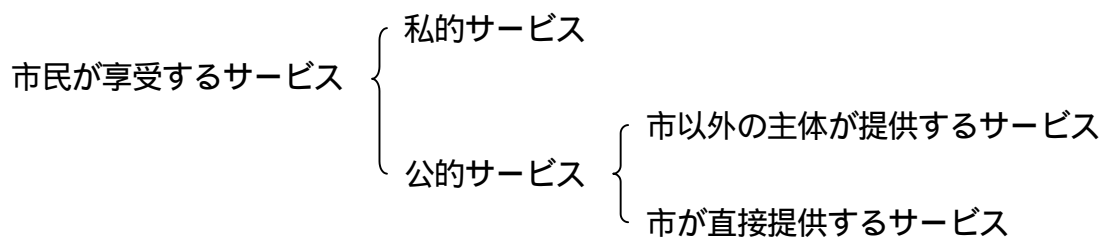
資源と財源が有限であるという制約の中で、市民の満足度をどのように高めていくのが最大の課題となっている。そのために本市においては、限られた資源と財源の中で、どこまでならば対応ができるのかを明確に示していく必要がある。また、市民にも、資源と財源には限りがあるので、市では全てに対応不可能であることを認識し、市で供給できるサービスが自ずと限定、制限されてくることについて理解を求めなければならない。

そのためには第一義的に、公（パブリック）と私（プライベート）双方の領域の明確化が必要であり、市が供給する行政サービスの範囲を定義付けていくことが求められる。

また、公と私に分類し難いところは、公私が互いに協力して対応していくべきである。

行政サービスの位置付け

市民が享受するサービスは、以下のように分類することができる。



社会に存在する市民が享受するサービスは、「私的サービス」と「公的サービス」に区分され、さらに、公的サービスを「市以外の主体が提供するサービス」と「市が直接提供するサービス」に区分されるわけである。つまり、公的サービスの一部を市が提供しているにすぎないのである。

「市以外の主体が提供するサービス」では、市民やNPOなども公的サービスを提供する主体としての役割を担うものと考えられる。

従って、市では、公的サービスの範疇を常に市民に問いかけ、市民との合意形成に努め、私的サービスと公的サービスの境界線を決定し、公的サービスの範囲を確定させていくこととなる。

行政関与の基準

社会全体の資源配分の効率化とを実現させていくには、「私的サービス」と「公的サービス」の間に線引きを行うこととなる。

資源と財源の効率的活用を目指し、行政運営システムの改革を進めていくとき、市民と行政の関係は、「市民が出来ることは市民が実行する」、「市民で出来ないことは地域やNPO、ボランティア部門が実行する」、「地域やNPO、ボランティア部門でも出来ないことは市が実行する」という「補完性の原則」により整理していくこととする。

(1) 基本的な考え方

公と私の役割分担は、市民の総意で決定すべきと考えらるが、まず市が自ら関与すべき内容を示し、それをもとに市民と市が議論し、より妥当性が高く、より良いものに改善していくこととする。

市が関与すべき事項を規定する要因としては、以下のものが考えられる。

要 因	説 明
市民の意識(感覚・ニーズ)	市民の意識と市民ニーズに合致している。
租税負担と便益	租税負担に対応した便益が提供されている。
公としての重点施策	市の総合計画や各種計画の中で、重点施策として位置付けされ、優先的に取り組むべきものとなっている。
類似団体との比較衡量	他の自治体の状況と比較分析し、ナショナル・ミニマムと判断できる。

(2) 行政関与の基準

以下の基準により、市として関与すべきものであるのかどうかを点検・判断する。

そして、市として関与すべきものと判断されれば、次の段階として、そのサービスの供給主体を市か、或いはNPO等の市以外のものに求めるのかについて、「外部委託の基準」をもとに検討するものとする。

基準 1 供給に際し、相手を制限するものではない

供給側がサービスの需要者を制限することが出来ない場合は、公共的な色彩が大きいと考えられるので、市が関与した公的サービスとする。

基準 2 市民が同時にサービスを受けとることができる

供給されるサービスが同時に複数人によって享受されることが可能である場合、つまり、ある需要者がサービスを享受していても同じサービスを他の需要者も同時に享受できる場合は、そのサービスについて公共的な色彩が大きいと考えられるので、市が関与した公的サービスとする。

基準 3 市民にとって必要なものである

市民生活において、必要不可欠なサービスでそのサービスがなければ、市民生活に負の利便性を与えるものは、公共的な色彩が大きいと考えられるので、市が関与した公的サービスとする。

基準 4 自助・共助では対応不可能である

市場で取引されている財・サービス以外のもので、各個人が自らの行動と活動により自らの需要を満たすことが出来ず、その個人が属する家庭や地域社会でもその個人の需要を満たすことが出来ない場合は、当該需要を満たすのは行政のみであると判断されるので、市が関与した公的サービスとする。但し、この場合において、サービスの享受者が特定される時は、受益と負担の公正性を考慮するものとする。

基準 5 受益者から費用回収ができないもの

財・サービスは、市場経済において取引されることが基本であるが、収益性がないものや、需要者から市場価格である負担を回収できないために、民間の供給主体が存在しない時は、市が関与した公的サービスとする。

基準 6 他に供給主体がないもの（民間と競合しないもの）

市場では取引されていない財・サービスで、需要が存在するものは、市が関与した公的サービスとする。但し、この場合において、サービスの享受者が特定される時は、受益と負担の公正性を考慮するものとする。

基準 7 行政に十分なノウハウがあるもの

市場において取引されることが可能なものであっても、その財・サービスの供給に関して、行政の方が民間の供給主体に比べ、質的に良質なサービスを提供できる場合は、市が関与した公的サービスとする。但し、この場合において、民間の供給主体と競合するので、民間の供給主体が提示している市場価格を参考に、受益者の負担について考慮するものとする。

基準 8 ナショナル・ミニマムを確保するために必要なもの

ナショナル・ミニマムとして考えられる財・サービスは、公共的な色彩が大きいと考えられるので、市が関与した公的サービスとする。但し、ナショナル・ミニマムの内容については、本市の置かれている現状を考慮して判断するものとし、市民が健康で文化的な生活を維持していくために必要なものに限定する。

基準 9 社会保障を目的として供給されるもの

社会保障のために供給される財・サービスは、公共的な色彩が大きいと考えられるので、市が関与した公的サービスとする。但し、この場合において、財・サービスの内容については、常に社会保障であることを考慮して決定するものとし、社会通念上の範疇を逸脱したものであってはならない。

基準10 住民自治を促進するもの

「補完性の原則」を基本として市民と行政の関係を構築していく場合、そのための条件整備となり、市民と行政の双方にとって新しい関係の認識を助ける役目をする財・サービスの提供は、市が関与した公的サービスとする。

基準11 経済社会の活性化につながるもの

財・サービスを供給することによって、地域の経済社会が活性化され、最終的には本市の税源の涵養につながるものと判断できるものは、市が関与した公的サービスとする。但し、この場合において、財・サービスの提供と地域経済の活性化との間に客観的な因果関係が存在することが必要条件である。

(3) 行政関与の判断の運用方法

上記の基準に合致するものは公的サービスの範疇に属することとなる。

上記の基準に照らして、毎年、現在本市において提供されているサービスの総点検を行うこととする。

当該点検行為そのものに実効性を持たせるため、予算編成作業のプロセスの中に点検作業を採り入れることとする。具体的には、「事務事業の評価」のなかで、この点検作業を行い、その結果を予算編成に反映させることとする。

また、常に全職員がこの基準を意識して仕事をチェックする姿勢を持ち、職員一人一人が、自らの仕事を振り返り、その仕事が必要かどうかを考える努力をする。

(4) 行政関与の判断における留意点

一点目は、社会経済情勢の変化に併せて市民の価値観も早い速度で変化しており、時間の経過とともに行政の役割や市民の感覚も変わると考えられる。

従って、行政関与の基準も、一旦決めれば不変とするのではなく、市民の考えと思いを吸収しながら、適宜見直しを行うものとする。

二点目としては、市が下した判断内容を市の内部情報として、単に保管しておくだけでなく、判断に至った根拠と経過も含めて、全てを市民に対して公表し、広く市民の意見を聞くこととする。